

表面【下郷町農政振興関連事業概要 2021】

項目	番号	事業名	補助対象者	事業内容 / 補助額等	事業財源	備考
新規就農支援	1	<input type="checkbox"/> 夢ある農業担い手育成支援事業 <input type="checkbox"/> ①新規就農者研修支援事業 <input type="checkbox"/> ②新規就農者経営支援事業 <input type="checkbox"/> ③新規農業経営法人化支援事業	①② ・下郷町認定農業者及び認定新規就農者 ・農業経営開始時の年齢が18歳以上65歳以下の者 ③下郷町認定農業者、集落営農団体	<input type="checkbox"/> 担い手の確保と本町農業の振興を図るため、新規就農者等に補助金を交付します。 ①新規就農者研修支援事業 8万/月×12ヵ月(最大) ②新規就農者経営支援事業 10万/月×36ヵ月(最大) ③新規農業経営法人化支援事業 法人登記申請時の費用の一部を助成(上限15万円)	<input type="checkbox"/> 町	※町単事業と国庫補助事業の併用はできません
	2	<input type="checkbox"/> 農業次世代人材投資事業	・下郷町認定新規就農者 ・農業経営開始時の年齢が18歳以上50歳未満の者	<input type="checkbox"/> 新規就農支援のため国・県より補助金を交付します。 ①準備型 150万円(最大)/年×2年間 ②経営開始型 150万円(最大)/年×1~3年目 120万円(最大)/年×4~5年目 ※②は前年の所得状況により交付されないことがあります	<input type="checkbox"/> 国	
営農推進	3	<input type="checkbox"/> 農林業機械等購入貸付育成制度 下郷町農林業機械等購入貸付育成制度利子補給金交付事業	下郷町内に住所を有する農林業者	<input type="checkbox"/> 農林業機械等を購入するための資金をJA会津よつば下郷支店より新規に借り入れた利息を5年間補助します。 ※JA利息計算書に基づく(1/1~12/31分) <対象となる農林業機械等>トラクター、コンバイン、田植え機等	<input type="checkbox"/> 町	※町税及び公共料金を完納している者に限る
	4	<input type="checkbox"/> 産地生産力強化総合対策事業(園芸育成整備事業)	町内の農業団体、農業法人又はJA等	<input type="checkbox"/> 県の推奨する園芸品目を対象に、優良種苗、栽培用施設及び各種機械等の導入費用を補助(補助率最大6/10)	<input type="checkbox"/> 県(町上乘)	※県採択事業
	5	<input type="checkbox"/> エコファーマー認定事業(県)	町内で農業を営む者	<input type="checkbox"/> 化学肥料、農薬を慣行栽培比で2割低減する農家を知事が認定します。	<input type="checkbox"/> 県	
畜産振興	6	<input type="checkbox"/> 肉用牛生産奨励事業	町内で畜産を営む者	<input type="checkbox"/> 肉用牛生産奨励のため生産仔牛1頭当たり1万円補助。	<input type="checkbox"/> 町	
	7	<input type="checkbox"/> 畜産クラスター事業	下郷町畜産クラスター協議会員	<input type="checkbox"/> 牛舎建築、農業機械の購入・リース等を補助。	<input type="checkbox"/> 国	
農地集積	8	<input type="checkbox"/> 農用地利用集積推進事業	農用地の貸し手、借り手から構成される集団	<input type="checkbox"/> 3年(更新は5年)以上の土地利用権設定に対し助成金を交付します。 1反歩当たり1,800円~15,000円まで助成します。(年数、面積等により助成単価変動)。 ※認定農業者又は認定新規就農者は補助単価に4,000円を上乗せ補助します。	<input type="checkbox"/> 町	※同一世帯間又は同一世帯の農業生産法人の利用権設定は不可
	9	<input type="checkbox"/> 農地集積・集約化対策等事業 <input type="checkbox"/> ①農地中間管理機構事業 <input type="checkbox"/> ②機構集積協力金交付事業	町内で農業を営む者	<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構による担い手への農地集約と集約化を支援します ①農地中間管理機構事業 ②機構集積協力金交付事業(地域集積協力金、経営転換協力金)	<input type="checkbox"/> 国	
農地維持	10	<input type="checkbox"/> 日本型直接支払制度 <input type="checkbox"/> ①多面的機能支払交付金 <input type="checkbox"/> ②中山間地域直接支払交付金 <input type="checkbox"/> ③環境保全型農業直接支払交付金	町内で農業を営む者 ※各地区・団体単位で申請	<input type="checkbox"/> 農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援します。 ①水路や農道の管理補修など地域の共同活動を支援 ②急傾斜地など条件不利地の農業生産活動を支援 ③化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組とセットで行う緑肥の作付け、堆肥の施用を支援	<input type="checkbox"/> 国 2/4 <input type="checkbox"/> 県 1/4 <input type="checkbox"/> 町 1/4	
鳥獣被害防止	11	<input type="checkbox"/> 有害鳥獣被害防止対策事業	下郷町内に住所・耕作地を有する農林業者で被害にあった耕作者	<input type="checkbox"/> 鳥獣害対策設置資材購入費の1/2の額を補助します。 ①電気柵設置事業(上限15万円) ②防護ネット設置事業(上限10万円) ③緩衝帯整備事業(上限5万円) ④爆音機設置事業(上限5万円) ※全ての事業要購入前申請	<input type="checkbox"/> 町(鳥獣被害対策協議会)	
その他	12	<input type="checkbox"/> 農業者年金	町内で農業を営む者	<input type="checkbox"/> 次の条件に全て合致する農家は、農業者年金に加入できます。 ①60歳未満 ②国民年金第1号被保険者 ③年間60日以上農業に従事している	<input type="checkbox"/> 農業委員会	

※ 予算の範囲内での実施となります。実施をご検討の際はお早めにご相談ください。

裏面【下郷町農業再生協議会事業概要 2021】

項目	番号	事業名	補助対象者	事業内容 / 補助額等	事業財源	備考
経営所得安定対策交付金	13	<input type="checkbox"/> 水田活用直接支払交付金	水田に販売目的で転作作物を生産している者	<input type="checkbox"/> 水田の転作利用に対し補助金を交付します。 1反歩当たり10,000円～35,000円まで作物により助成金単価が決定します。	<input type="checkbox"/> 国	
	14	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金(面積払)	そば又は大豆を販売用に生産している認定農業者又は集落営農組織	<input type="checkbox"/> 水田又は畑にそば又は大豆を作付けした面積に応じて、販売が確定する前に補助金を交付します。 そば：1反歩当たり13,000円 大豆：1反歩当たり20,000円 ※等級検査を受検する必要があります。	<input type="checkbox"/> 国	
	15	<input type="checkbox"/> 畑作物の直接支払交付金(数量払)	そば又は大豆を販売用に生産している認定農業者又は集落営農組織	<input type="checkbox"/> 自らが生産したそば又は大豆を販売した数量及び等級に応じて補助金を交付します。 そば：45kg当たり11,690円～13,800円 大豆：60kg当たり8,780円～10,830円 ※等級検査の結果、規格外となったものは交付対象外。	<input type="checkbox"/> 国	
	16	<input type="checkbox"/> 収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)	米穀や大豆などを販売用に生産している認定農業者又は集落営農組織	<input type="checkbox"/> その年の米穀や大豆などの取引価格が、直近5年間の過去の平均を下回った場合、その差額の一部を販売数量に応じて交付します。 負担割合：申請者1/4、国3/4 ※申請者は栽培面積に応じた金額を積立する必要があります。	<input type="checkbox"/> 国	
がんばる農業支援事業補助金	17	<input type="checkbox"/> 有機堆肥活用推進事業	町内で農業を営む販売農家 ※個人申請のみ	<input type="checkbox"/> 販売用作物に施用した有機堆肥の購入費用の1/2の額を補助します。 ①領収書等で有機堆肥であることが分かること。 ②領収書等で実績を確認し、助成金を支払います。 ※領収書等は、購入数量(kg)及び単価が分かるもの。	<input type="checkbox"/> 町	※作物毎に補助対象量の上限有 ※事後申請
	18	<input type="checkbox"/> エゴマ生産奨励事業	町内業者へエゴマを販売した町内農家	<input type="checkbox"/> エゴマの生産奨励拡大のため生産販売数量に応じて、1kg当たり500円の補助金を交付します。 ※個人間及び町外業者への販売は補助対象外です。 ※販売伝票に数量を必ず記入して申請ください。 ※令和3年産の対象はR4年9月販売分まで、申請はR4年10月まで	<input type="checkbox"/> 町	※事後申請
	19	<input type="checkbox"/> 直売所納品手数料助成制度補助金事業	町内の直売所運営組織	<input type="checkbox"/> 農業生産者の安定的な経営に資するため農産物等の販売実績額(1月～12月)の5%を補助します。 <直売所運営組織> ①物産館 ②道の駅しもごう ③藤の郷よらっしゅ ④大松川お不動様 ⑤芦ノ原はいとー ⑥十文字夢街道	<input type="checkbox"/> 町	
	20	<input type="checkbox"/> そば等級検査支援事業	経営所得安定対策に加入している認定農業者	<input type="checkbox"/> そばの等級検査に係る検査手数料及び検査に必要な袋代の一部を補助します。 ①検査手数料250円/袋 ②袋購入費用76円/袋 ※自らが生産したそばの等級検査を受けた検査手数料 ※等級検査受検のため新たに購入した袋(検査袋数のみ)	<input type="checkbox"/> 町	※事後申請
	21	<input type="checkbox"/> 耕作放棄地解消支援事業	耕作放棄地を所有している農家等から耕作放棄地を借りて営農を再開する者	<input type="checkbox"/> 耕作放棄地解消のため営農再開する農家に解消面積1アール当たり3,000円の補助金を交付します。(=30,000円/10a)。 ※町農業委員会で耕作放棄地と判断された農地で、解消後3年間は営農継続が必要。	<input type="checkbox"/> 町	※事前申請
	22	<input type="checkbox"/> 農地維持補助事業	多面的機能支払交付金における協定組織	<input type="checkbox"/> 農業の多面的機能の維持・向上を図ることを目的として、国が実施する日本型直接支払制度(多面的機能支払交付金)のうち農地維持支払に取り組む組織に対して補助金を上乗せ交付します。 田：1反歩当たり500円 畑：1反歩当たり300円	<input type="checkbox"/> 町	※令和3年度を以て事業終了予定
	23	<input type="checkbox"/> 地域特産作物栽培支援事業	町内で農業を営む販売農家(他の補助金との重複は不可)	<input type="checkbox"/> アスパラ、トマト、いんげん、にら、きゅうり、高菜、花き全般、そば、花豆、水稻を生産販売する農家に対し栽培に必要と認められる資材代や一部品目については種苗代を補助。 補助率1/2以内 補助上限：認定農業者30万円 その他農家15万円 ※資材とは、パイプハウス資材、防草シート資材、その他省力化や収益増加につながるものこと	<input type="checkbox"/> 町	※事前申請
	24	<input type="checkbox"/> 農業用井戸設置費用補助金	町内で農業を営む農家	<input type="checkbox"/> 農地に隣接する場所に農業用水確保のための井戸を設置する農家に対し費用の1/2の額を補助(上限50万円) ※既存の農業用井戸の修繕・補修は補助率1/2、上限25万円	<input type="checkbox"/> 町	※事前申請

※ 予算の範囲内での実施となります。実施をご検討の際はお早めにご相談ください。